平成２２年（フ）第８５５号
熊本市本荘２丁目12番15号
債務者　宮川　幸美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７４号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1141番地２
債務者　北園　竜彦
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２４３号
熊本県上益城郡山都町浜町225番地
債務者　清田亜久里
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２４４号
熊本市麻生田１丁目１番33号
債務者　原田　孝信
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２４９号
熊本市水前寺１丁目９番18号清雅ハイツ503号
債務者　北岡ますみ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２８２号
熊本県菊池郡大津町大字平川519番地
債務者　鈴木　宮子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９４号
熊本市呉服町２丁目５番地１
債務者　田島　良郎
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３０１号
熊本市黒髪６丁目12番43号　ブラウンハウス勝木203
債務者　松本　隆典
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８６号
茨城県つくば市二の宮１丁目21番地３　グランドパレスＮＳ１―606号
債務者　原田　節子（旧姓羽曽部）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３号
茨城県つくば市春日３丁目11番地８　ＫＡＳＵＧＡ50―Ａ棟206号
債務者　髙野　誠二
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５号
茨城県土浦市霞ケ岡町15番22号
債務者　野尻　哲也
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５６号
茨城県つくばみらい市伊奈東54番地34
債務者　青木登代美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６９号
高知市薊野中町11番10号　ラ・セーヌ岡本Ａ201
債務者　青木　友美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７２号
高知市河ノ瀬町112番地９　コーポＭＩＫＩ１―223号
債務者　臼木　博文
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７５号
高知県土佐市高岡町甲1463番地９
債務者　大原　一郎
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４１号
札幌市西区八軒５条西４丁目１番20―611号
債務者　西村明日香
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１４号
札幌市西区二十四軒３条７丁目５番28―820号
債務者　早坂　道浩
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部